千葉県内の
酒蔵の皆様へ

千葉県酒米高騰対策支援事業支援金（二次募集）のご案内（重点支援地方交付金活用事業）

酒米が高騰している中、千葉県内の酒蔵の負担軽減を目的として、酒米の高騰額の２分の１を助成します。

1　支給対象者

次の要件を**全て**満たす事業者

要件①　千葉県内に主たる事業所を有すること
要件②　中小企業者等（みなし大企業は除く）であり、かつ清酒製造事業者であること
要件③　パートナーシップ構築宣言を行っていること

2　支給額

令和６年産から令和７年産にかけての
酒米価格の上昇分の２分の１に相当する額

※予算の範囲内で支給を行うため、支給額が2分の1に満たない場合があります。

3　申請受付期間

令和９年１月４日から令和９年１月２９日まで

※先着順ではありません。

本事業の詳細については、
裏面及び県ホームページをご覧ください。

千葉県　酒米高騰対策支援事業

【県ホームページアドレス】
https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/bukkakoutoushien/sake/chiba-sake2.html

制　度　概　要

※下記は概要であり、申請に当たって県ホームページに掲載している「千葉県酒米高騰対策支援事業支援金申請要領」を必ず確認してください。

支給対象者	次の要件を**全て**満たす事業者 ①千葉県内に主たる事業所を有すること ②中小企業者等（みなし大企業は除く。）であり、かつ、清酒製造事業者であること ③「パートナーシップ構築宣言」を行っていること
支給額	予算の範囲内で次の算式により算定した額。（産地・銘柄・等級ごとに算定。購入単価には運搬費・精米費は含まない。） **【算　式】** $\left(\text{令和７年産酒米の購入単価（１俵当たり）} - \text{令和６年産酒米の購入単価（１俵当たり）}\right) \times \text{令和７年産酒米の購入俵数} \times \frac{1}{2}$
申請方法	次の書類を用意いただき、電子メールにてご提出ください。 **【主な申請書類】** **①千葉県酒米高騰対策支援事業支援金申請書** **②誓約書・役員等氏名一覧表** **③法人事業概況説明書・決算書（直近２期分）** **④履歴事項全部証明書** **⑤清酒製造免許の写し** **⑥パートナーシップ構築宣言の宣言書** **⑦令和６年産及び令和７年産の酒米の購入実績が確認できる書類** ・購入単価・購入数量がわかる書類（請求書　等） ・支払い事実がわかる書類（通帳　等） **※購入先又は千葉県酒造組合から、購入単価・購入数量・支払事実を証明する書類を取得できる場合、それによることも可。** **⑧振込先口座を確認できる書類** **【提出先】** 千葉県　商工労働部　経済政策課 メール：chiba-sake@mz.pref.chiba.lg.jp 住　所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎14階
申請時期	**申請受付期間**　令和９年１月４日から令和９年１月２９日まで **支援金支払時期**　令和９年３月以降順次（予定）

問合せ先

千葉県　商工労働部　経済政策課

【制度全般】電話：043-223-2734　　メール：chiba-sake@mz.pref.chiba.lg.jp

【パートナーシップ構築宣言に関して】電話：043-223-2703